

中央区就学援助実施要綱

23中教学第730号

平成24年3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、中央区(以下「区」という。)が実施する就学に必要な費用の援助(以下「就学援助」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 就学援助の対象者は、区の区域内に住所を有する者のうち、国公立の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。以下「学校」という。)に就学を予定している幼児若しくは児童(以下「就学予定者」という。)又は現に在籍をしている児童若しくは生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者(以下「保護者」という。)で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)

二 中央区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別表第1の認定基準に基づき要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認める者(以下「準要保護者」という。)

(申請)

第3条 就学援助として支給される金銭(以下「就学援助費」という。)の受給を希望する保護者は、毎年度、別記第1号様式による申請書を教育長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、就学予定者又は児童生徒と生計を一にする世帯全員の総所得額が算定できる資料その他の前条各号のいずれかに該当することを証する書類を添付するものとする。ただし、当該書類により証明すべき事由を、公簿等により確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。

(認定)

第4条 教育長は、前条第1項に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じた調査を行い、受給資格を認定するときは別記第2号様式による通知書により、不認定とするときは別記第3号様式による通知書により、当該申請をした保護者に通知する。この場合において、区立の学校(以下「区立学校」という。)に在籍する児童生徒に係る認定結果については、当該区立学校の校長(以下「学校長」という。)にも通知する。

(費目)

第5条 就学援助の費目及び対象者は、別表第2のとおりとする。

(就学援助の費目の金額)

第6条 就学援助の費目の金額は、予算の範囲内とし、教育長が別に定める。

(支給)

第7条 就学援助費は、第3条第1項に規定する申請をした日(以下「申請日」という。)の属する月分から支給の対象とし、教育長が別に定めるところにより1月、3月、7月及び12月にそれぞれ当月分までの就学援助費を支給する。ただし、申請日の属する月分の就学援助費の支給を他から受けるときは、当該就学援助費を控除して支給する。

2 教育長は、就学援助費については、原則として第4条の規定による受給資格の認定(以下「受給資格認定」という。)を受けた保護者(以下「受給者」という。)の指定した金融機関の預金口座に、口座振替により支払うものとする。ただし、別表第2に定める就学援助費の費目のうち、医療費については、学校から治癒指示があった場合に学校長を経由して医療券を受給者に交付し、当該児童生徒が受診した医療機関の請求に基づき、医療機関に直接支払うものとする。

3 教育長は、別表第2に定める就学援助費の費目のうち、学校給食費に限り、保護者からの委任状の提出により、学校長を代理として学校長名義の口座に振り込むことができる。

(変更届)

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育長に届け出なければならない。

一 生活保護法による保護(以下「生活保護」という。)の開始又は廃止を受けたとき。

二 住所又は氏名の変更があったとき。

三 金融機関又は預金口座の変更があったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、申請書の内容に変更があったとき。

(受給資格認定等の取消し)

第9条 教育長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、受給資格認定を取り消し、又は就学援助費の支給の一部若しくは全部を取り消すことができる。

一 第2条各号に規定する就学援助の対象者の要件を欠くこととなったとき。

二 不正の手段により就学援助費の支給を受けたとき。

(就学援助費の返還)

第10条 教育長は、受給者が就学援助費の支給を受けた後、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した就学援助費の一部又は全部を返還させることができる。

一 前条の規定により受給資格認定が取り消されたとき。

二 児童生徒の長期欠席、行事不参加等により就学援助費を使用しなかったとき。

三 区の区域外に転出したとき。

四 私立の小学校若しくは中学校に進学し、又は転校したとき。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育委員会事務局次長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区就学援助実施要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

別表第 1

準要保護認定基準

次の各号のいずれかに該当するものを準要保護者とする。

一 生活保護を受けていないが、前年度又は当該年度に生活保護が停止又は廃止された者

二 生活保護を受けていないが、当該年度に次のいずれかの措置を受けた者

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく特別区民税又は市町村民税が非課税の者（みなし寡婦（婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの（以下「母」という。）のうち、同法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（母の子であって、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第1項に規定する児童に該当するもの及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託された児童（以下「扶養児童」という。）に限る。）その他地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第46条の2第2項に定めるものを有するもの（婚姻の届出をしていないが、現に事実上の婚姻関係と同様の事情にあるものを除く。）を地方税法第292条第1項第11号イに規定する寡婦とみなすことをいう。以下同じ。）又はみなし寡夫（婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの（うち、同令第46条の2の2第2項に定めるものを有し、かつ、前年の同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が500万円以下であるもの（婚姻の届出をしていないが、現に事実上の婚姻関係と同様の事情にあるものを除く。）を同項第12号に規定する寡夫とみなすことをいう。以下同じ。）の適用により算定した保護者の特別区民税又は市町村民税が非課税となったときを含む。）又は減免された者。

イ 地方税法に基づく個人事業税が減免された者

ウ 国民年金法（昭和33年法律第192号）に基づく国民年金の保険料が減免された者

エ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく保険料が減免された者

オ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の支給を受けた者

三 災害、失業その他の事情により経済的に困難な事情にあると認められる者

四 就学予定者又は児童生徒と生計を一にする世帯全員の前年度の総所得額（給与所得の場合にあっては給与所得控除後の額、事

業所得等の場合にあつては収入額から必要経費を差し引いた額をいう。)が生活保護基準額(生活扶助(1類及び2類)に期末一時扶助、教育扶助及び住宅扶助を加えて得た額)の1.2倍未満の者

別表第 2

就学援助の費目及び対象者

費 目	支 給 対 象	学 年	備 考
学用品費	準要保護者	小学1～6年 中学1～3年	
体育実技用具費 (柔道・剣道)	準要保護者	中学1年	
新入学児童生徒 学用品費	就学予定者 要保護者 準要保護者	小学1年 中学1年	要保護者には、一部支給
通学用品費	準要保護者	小学2～6年 中学2～3年	
通学費	準要保護者	小学1～6年 中学1～3年	特別支援学級児童生徒等
修学旅行費	要保護者 準要保護者	小学6年 中学3年	
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	要保護者 準要保護者	小学1～6年 中学1～3年	
校外活動費(宿泊を伴うもの)	要保護者 準要保護者	小学3～6年 中学1～3年	学校・学年により金額が異なる
部活動費	準要保護者	小学4～6年 中学1～3年	
卒業記念 アルバム費	要保護者 準要保護者	小学6年 中学3年	区域外就学児童生徒に支給
学校給食費	準要保護者	小学1～6年 中学1～3年	
医療費	要保護者 準要保護者	小学1～6年 中学1～3年	
職場実習交通費	要保護者 準要保護者	中学1～3年	特別支援学級生徒